

日本航空宇宙学会論文賞内規

平成 3 年 3 月 22 日制定 (244 理事会)

平成 13 年 9 月 21 日改定 (359 理事会)

平成 14 年 3 月 11 日改定 (363 理事会)

平成 15 年 6 月 2 日改定 (378 理事会)

平成 22 年 1 月 15 日改定 (443 理事会)

平成 24 年 7 月 13 日改定 (471 理事会)

令和 6 年 10 月 25 日改定 (634 理事会)

(目的)

第 1 条 この規程は、日本航空宇宙学会が航空・宇宙工学と航空宇宙産業の発展を奨励することを目的として行う論文の表彰に関する事項を定めるものである。

(名称)

第 2 条 この規程による表彰を日本航空宇宙学会論文賞という。

(資格)

第 3 条 論文賞の応募または被推薦資格は、本会会員（正会員、学生会員）とする。
ただし、対象が複数にして本会会員が主たる場合は、本会員以外の者を含むことを妨げない。

(対象)

第 4 条 論文賞の応募対象は、原則として過去 3 年以内に発表されたもので、日本航空宇宙学会論文集, *Transactions of the Japan Society for Aeronautical and Space Sciences* および航空宇宙技術, *Transaction of The Japan Society for Aeronautical and Space Sciences*, *Aerospace Technology Japan* 両オンラインジャーナルのいずれかに掲載された単一の論文とする。ただし、過去に奨励賞受賞対象となった論文は本賞の対象としない。

(表彰)

第 5 条 表彰は、独創的にして優秀な論文に対して賞状とメダルの贈与をもって行うとともに学会誌で広報する。ただし、共同研究の場合、賞状とメダルを贈る。

(選考)

第 6 条 受賞者の選考は、理事会により指名された選考委員長及び若干名の委員によって構成された選考委員会の発議により理事会が行う。選考委員は 2 年をこえて重任することはできない。候補者は選考委員になることはできない。

(贈与件数)

第 7 条 贈与件数は毎年 2 件以内とする。

(表彰の時期)

第 8 条 表彰は年会講演会において行う。

(募集)

第 9 条 募集に関しては、日本航空宇宙学会論文賞要項を公表するとともに、関係方面

に通知して候補を広く募集する。

(申請)

第10条 論文賞の応募は、各部門委員会による推薦及び一般からの推薦または本人からの申請による。